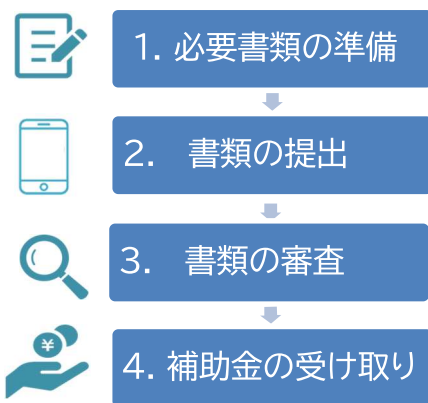



令和8年度現況調査の実施について



【△重要】預かり保育の補助金を受け取るためには書類提出が必要です。

※区立幼稚園(かみさぎ・ひがしなかの)に在園中の方は、新2号認定の継続を確認するため、提出が必要です。

必ず期限までにご提出ください！

提出期限	令和8年7月10日(金)必着	 <p>電子申請はこちら</p>
提出書類	(1) 現況届 (2) 保育の必要性を確認できる書類(父・母) ※詳細は同封の現況届をご確認ください。	
提出方法	電子申請 ※郵送の場合は、裏面記載の提出先までご提出ください。	

●**現況調査とは**

・保育の必要性を確認するため、年度に1回実施している調査です。

●**対象者**(こちらのご案内が配布された方)

・中野区民で、幼稚園または認定こども園に通い、預かり保育料の補助金対象となる施設等利用給付認定(新2号・新3号認定)を受けているお子さんの保護者。

●**提出がない場合**

・保育の必要性が確認できないため、補助金を受け取れない場合があります。


よくある質問・
お問い合わせ先は裏面へ

よくある質問

《現況調査について》

	質問	回答
1	補助金申請とは別に現況調査の書類提出が必要ですか？	提出が必要です。保育の必要性が確認できない場合は、預かり保育料の補助金を受け取ることができません。
2	保育の必要性とは何ですか？	保護者のいずれもが保育の必要性の事由(就労、疾病等)に該当していることをいいます。例)就労…毎月実働48時間以上の就労を常態としている場合
3	現況調査の根拠規定は何ですか？	(1)子ども・子育て支援法第30条の7 (2)子ども・子育て支援法施行規則第28条の6


《必要書類について》

1	家庭状況・認定内容に変更があります。手続きは必要ですか？	右記の中野区ホームページからお手続きをお願いいたします。各種書式もこちらからダウンロードできます。	
2	PDF やエクセル様式の書類(区様式)はありますか？	・ホームページ「施設等利用給付認定の申請後に家庭状況・認定内容に変更があった方」→	


《提出が必要な方について》

1	先日、保育の必要性を確認できる書類を提出しました。再度提出が必要ですか？	令和8年4月2日以降に提出いただいた方は不要です。 例)4月2日以降に母の就労証明書を提出済みの場合。 →現況届、父の保育の必要性を確認できる書類をご提出ください。
2	4月入園です。提出が必要ですか？	必要です。年度に1回確認が必要となります。
3	きょうだいがいます。それぞれ提出が必要ですか？	世帯で1部ご提出ください。 ※きょうだいが認可保育園に在園している場合、今回提出いただいた書類は認可保育園の現況調査に流用できます。

《提出方法について》

1	どのように提出すれば良いですか？	①電子申請(表紙記載) ②郵送 ③窓口で受け付けています。 ※郵送の場合は、下記の提出先までご提出ください。 幼稚園や地域事務所、すこやか福祉センターには提出できません。	
2	電子申請では何を添付すれば良いですか？	保育の必要性を確認できる書類を添付してください。 (添付できる書類:PDF、エクセル、画像データ) ※現況届はフォーム内で入力いただけます。	
3	後日、不足書類を提出したいです。どのように提出すれば良いですか？	電子申請で提出できます。 右記の「不足書類の提出フォーム」からご提出ください。	

《審査・補助金申請について》

1	審査完了の通知はありますか？	審査完了の通知はございません。不備不足がある場合のみご連絡いたします。	
2	補助金申請は別途必要ですか？	別途、補助金申請が必要です。 詳細はホームページをご確認ください。 ※既に令和8年度分の補助金申請をされている方は、改めての申請は不要です。	

お問い合わせ・提出先

中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 教育・保育支給認定係(区役所3階) 受付時間:8:30~17:00
〒164-8501 中野区中野4丁目11番19号 Tel:03-3228-5793(直通)